

第49回 調布市福祉まつり実施要項

1 目的

調布市福祉まつりは、福祉のまちづくりの一環として、市民、団体、施設、事業所等の福祉に関する理解を深めること、当事者も含めた福祉活動への参加・交流を図り団体、施設、事業所等の日常活動のPRを行うこと及び福祉活動資金を確保することを目的として実施する。

2 実施日

令和8年12月5日（土）・12月6日（日）

3 会場

- (1) 調布市役所前庭
- (2) 調布市文化会館たづくり（むらさきホール）
- (3) 調布市文化会館たづくり（10階茶室）
- (4) 調布市総合福祉センター
- (5) グリーンホール（小ホール）
- (6) その他

4 実施内容

- (1) 福祉施設等の当事者（高齢者、障がい者等）が作製した自主製品の展示販売を行う。
- (2) 福祉施設、市民団体、民間事業団体等がバザー、模擬店等を行う。
- (3) 参加団体が発表、福祉体験、相談活動等を行う。

5 参加団体

調布市福祉まつりの目的に賛同し、参加を希望する福祉施設・当事者団体・福祉団体、奉仕団体、非営利を目的とする市民グループ・市民団体・民間事業団体等をもって参加団体とする。

6 参加団体の確認

前年度の参加団体に対し個別に参加の意思確認を行う。新規団体の参加については、会場スペースの状況を鑑み調整する。

7 経理

調布市福祉まつり全体に関する経理は、調布市社会福祉協議会の地域福祉推進拠点区分で処理する。

8 収益金及び配分金

各団体の収益金及び配分金の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 福祉まつりに関する会計は、各団体で処理することとし、催物に係わる諸経費を差し引いた収益金を実行委員会で取りまとめる。ただし、福祉施設等については、収益金のうち1,000円を実行委員会で取りまとめる。
- (2) 実行委員会は、収益金の配分に関する意見を付して調布市社会福祉協議会に納入する。

- (3) 配分先及び配分金額は、実行委員会の意見を参考に調布市社会福祉協議会会長が決定するものとし、年度内に配分する。
- (4) 配分を受けた団体等は、配分金使用后すみやかに、配分金使途報告書を調布市社会福祉協議会に提出する。

9 広報

広く市民等に開催周知及び協力を次の手段で呼びかける。

- (1) チラシ、ポスター
- (2) ふくしの窓
- (3) 市報
- (4) ホームページ、SNS
- (5) 地域・一般マスメディア

10 実施運営

参加団体等から第49回調布市福祉まつり実行委員会を組織し運営する。

11 主催

社会福祉法人調布市社会福祉協議会

調布市小島町2-47-1

TEL 042-481-7693 FAX 042-481-5115

12 共催

調布市